人権尊重に関する基本方針

ヘルスケア&メディカル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)は、人権を尊重した活動を継続的に推進するために、「人権尊重に関する基本方針(以下「本基本方針」といいます。)」を制定します。

1. 本基本方針制定の背景

人権は、全ての人々が生命と自由を確保し、幸福を追求する権利であって、人間が人間ら しく生きる権利であるとともに、生まれながらに持つ権利です。

1948年には国連総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として世界人権宣言が採択されました。これは基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的に謳ったものです。その後、グローバル化の進展に伴って企業活動が人権に及ぼす負の影響が拡大し、企業の責任に関する国際的な議論がより活発になる中で、2011年には国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「国連指導原則」といいます。)が全会一致で支持されました。

日本政府は、国連指導原則を踏まえて 2020 年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画 (2020-2025)」を策定し、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組みを促進すべく、様々な取組みを進めています。

当社は、このように企業の人権に対する取組みについて国内外の様々な枠組みが整備され、社会からの関心が高まっているとの認識に基づき、本投資法人の理念である「国民一人ひとりが安心して生き生きと生活できる社会」を実現するためには、人権を尊重した取組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、事業活動が人権に対して負の影響を与える可能性があることを理解し、人権を尊

重した活動を継続的に推進するために「本基本方針」を制定し、人権面も含めたデューデリジェンスやサプライチェーンを含む事業活動全体における人権に配慮した取組みを実践するように社内外の様々なステークホルダーと協働して取り組んでまいります。

2. 適用範囲

本基本方針は、当社の全ての役員及び従業員に適用されます。また、オペレーターや病院関係者等(以下、これらをまとめて「テナント」といいます。)及びプロパティ・マネジメント会社(PM会社)や建物の運営・維持に係る管理運営会社(BM会社)及び施工業者等(以下、これらをまとめて「サプライヤー」といいます。)など当社及び本投資法人の業務に関係するステークホルダーにも本基本方針への理解と協力を求めてまいります。

3. 取締役会の役割と責任

当社は、従業員は公正にかつ尊厳を持って扱われるべきだと考えています。また、業務に関係するステークホルダーとの対話や働きかけを通じて、現代奴隷、強制労働、人身売買、児童労働など、あらゆる形態の搾取的労働慣行を排除することを目指し、当社の事業活動と関係する人権への負の影響に対処することで、人権尊重の責任を果たしてまいります。取締役会は、本基本方針を制定し、人権に関する様々な施策や取組みについて報告を受け、それらを監督します。

4. ステークホルダーとの取組み

①従業員への取組み

当社は、役職員がその能力を最大限に発揮できるよう、働きやすく健康な職場環境をつくるためには、従業員の多様性及び一人ひとりの人権と人格を尊重し、公正に処遇することが必要であると考えています。

このような考えに基づき、当社は、人種、性別、性的指向、性自認、年齢、出身、国籍、 障がい、宗教、信条、社会的出身、財産、家柄、雇用形態、結婚の有無などを理由とする差 別、ならびに身体的、精神的を問わず、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の ハラスメント行為などの人権侵害のない職場をつくるように努めます。また、従業員の結社 の自由と団体交渉権を尊重します。

②テナント (オペレーター・病院関係者等) との取組み

当社は、本投資法人の主たるテナントであるオペレーターや病院関係者等との間で相互 の人権尊重への考え方を共有することにより、本投資法人の運用資産における人権侵害に つながるようなリスクを最小化していきたいと考えています。そのため、資産の取得や運用 に当たっては、テナントとの対話を通じて、その人権尊重への取組みを確認し理解するよう に努めてまいります。

③サプライヤー (PM 会社、BM 会社及び施工業者等) との取組み

当社は、サプライチェーンを通じて人権尊重に向けた責任を果たしていきたいと考えています。そのためサプライヤーに対して、強制労働や児童労働などの搾取的労働慣行、労働条件への配慮、職場の安全性及びその他の労働上の問題に関する適切な取組みを求めてまいります。

5. 人権デューデリジェンス

当社は、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社の事業活動が人権に対して与え うる負の影響を特定し、その未然防止及び軽減を図るプロセスを継続的に実施するように 努めます。

6. 人権を尊重するための教育

当社は、役員及び従業員に対してハラスメントの禁止などの様々な人権問題に関する研修を実施します。これらの研修を通じて、一人ひとりの人権啓発を図るとともに、人権に関する十分な知見に基づいて業務に関係するステークホルダーとの対話や働きかけを強化するように努めます。

7. 情報開示

当社は、人権尊重に関する取組み及び進捗を本投資法人のウェブサイト等で公表し、全ての役員及び従業員、業務に関係するステークホルダーに向けて周知するように努めます。

8. 救済措置と是正

当社は、従業員のために社内及び社外に通報窓口を設置しています。相談者が不利益を被ることがないように匿名性について配慮がなされています。

また、当社は、その事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした場合、適切な手続き を通じてその救済や是正を行い、再発防止に取り組みます。また、テナントやサプライヤー を通じてこれに関与したことが明らかになった場合、誠意をもって対話を行います。

9. 本基本方針の改定

当社は、本基本方針の内容を継続的に見直し、改定いたします。

以 上